

水道事業会計予算

平成27年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	26,659 戸
(2) 総 給 水 量	8,140,650 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	22,303 m ³
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配 水 施 設 建 設 改 良 工 事	196,000 千円
(ロ) 上 水 道 拡 張 工 事	552,400 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,842,897 千円
第1項 営業収益	1,414,023 千円
第2項 営業外収益	428,871 千円
第3項 特別利益	3 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,645,002 千円
第1項 営業費用	1,554,442 千円
第2項 営業外費用	84,755 千円
第3項 特別損失	805 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 867,250千円は過年度分損益勘定留保資金867,250千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	279,973 千円
第1項 国庫支出金	1 千円
第2項 負担金	100,950 千円
第3項 繰入金	3,707 千円
第4項 出資金	52,811 千円
第5項 補償金	122,500 千円
第6項 受託金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 企業債	1 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,147,223 千円
第1項 建 設 改 良 費	322,314 千円
第2項 拡 張 費	647,326 千円
第3項 企 業 債 償 還 金	176,583 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
民間活力導入検討調査業務委託	平成27年度～平成28年度	13,392千円
簡易水道事業統合に伴う会計統合等支援業務委託	平成27年度～平成28年度	5,400千円
第5次拡張事業 水道施設再構築基本計画策定業務委託	平成27年度～平成29年度	50,000千円
第5次拡張事業 細川中継ポンプ場ほか機械電気設備更新工事重点工事監理業務委託	平成27年度～平成29年度	15,000千円
第5次拡張事業 細川中継ポンプ場機械電気設備更新工事	平成27年度～平成29年度	1,000,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 226,208 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、36,886千円と定める。

平成 27 年 2 月 23 日 提 出

橋 本 市 長

平 木 哲 朗